

議案第 1 2 2 号

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例

川崎市消防手数料条例（平成 1 2 年川崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 2 の項中「第 3 9 条の 2 2 第 1 項」を「第 3 9 条の 1 1 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

高圧ガス保安法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。